

◎平成30年10月農業委員会議事録

開催日時 平成30年10月10日(水) 午前9時

開催場所 嘉島町役場3階中会議室

農業委員出席者 下田 司 高木勝美 佐藤光志 村上卓也
岡 牧生 中山 忍 岩永俊夫 西岡敏春
松永雄治 吉田二郎 山内秀一 本田博士
友田 廣 榮 恵 森田義美 森下文夫
林田 篤

事務局出席者 高田克明 篤岡潤一郎 柿本桃花

1 開 会 高田事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長
議事録署名人として、吉田二郎委員、本田博士委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第16号 農地法第18条の合意解約について
- 2) 報告第17号 農地法第3条の届出について
- 3) 議案第19号 農地法第3条の許可申請について
- 4) 議案第20号 農地法第5条の許可申請について
- 5) 議案第21号 農用地利用集積計画承認申請について
- 6) その他

5 閉 会

○報告第16号 農地法第18条の合意解約について
議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第16号農地法第18条第6項の規定による通知が4件あつております。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。では、報告第16号の1ページ目をお開きください。番号1。通知者。賃貸人。嘉島町上六嘉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。物件の表示、大字上島字門ノ久地番〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積563㎡。契約の内容は平成29年3月1日から平成39年2月28日までの10年契約です。事由の詳細は合意解約。解約の合意が成立した日は、平成30年8月20日。土地の引き渡しの時期は平成30年8月21日。

次のページをお開きください。番号2。通知者。賃貸人。嘉島町上仲間〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町鯉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。物件の表示、大字上仲間字迎古川地番〇〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積704㎡。大字上仲間字松田地番〇〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積1,392㎡。大字上仲間字松田地番〇〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積2,300㎡。計4,396㎡。契約の内容は平成30年3月1日から平成40年2月29日までの10年契約。事由の詳細は、合意解約。解約の合意が成立した日は、平成30年9月14日。土地の引き渡しの時期は平成30年10月10日。

次のページをお開きください。番号3。通知者。賃貸人。嘉島町上仲間〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇〇〇。賃借人。嘉島町鯉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。物件の表示、大字上仲間字迎古川地番〇〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積938㎡。大字上仲間字迎古川地番〇〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積806㎡の計1,744㎡。契約の内容は平成30年3月1日から平成40年2月29日までの10年契約。事由の詳細は、合意解約。解約の合意が成立した日は、平成30年9月14日。土地の引き渡しの時期は平成30年10月10日。

次のページをお開きください。番号4。通知者。賃貸人。熊本市東区東本町〇〇番〇ー〇〇〇号。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町大字上島〇〇〇番地。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。物件の表示は大字下六嘉字金屋町地番〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積794㎡。契約の内容は平成28年8月1日から平成38年7月31日までの10年契約。事由の詳細は、合意解約。解約の合意が成立した日は、平成30年9月13日。土地の引き渡しの時期は平成30

年9月15日。

以上です。

議長 ただいま説明がありました案件は、合意解約でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○報告第17号 農地法第3条の規定による届出について

議長 続きまして、報告第17号農地法第3条の3第1項の規定による届出が1件あっております。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告第17号1ページ目をお開きください。番号1。通知者。所有者。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。取得者。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件。大字上島字北藪地番〇〇〇〇-〇。地目、田。面積614㎡。権利の内容は所有権。権利の事由は相続。権利を取得した日は平成30年9月4日。届け出日は、平成30年9月20日。あっせん等の希望はありません。

以上です。

議長 ただいま説明がありました案件は、相続による所有権の移転でございますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第19号農地法第3条第1項の規定による許可申請が3件あっております。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第19号の1ページ目をお開きください。番号1。申請人。譲渡人。熊本市西区出町〇番〇〇号。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町井寺〇〇〇番地〇。〇〇〇。申請物件。大字上島字蔵園地番〇〇〇〇-〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積325㎡。申請の理由は、譲渡人の申し出によるものです。

次のページをお開きください。続きまして、整理番号1の検討事項につきましてご説明いたします。まず、申請地は松前重義記念館の北側。ドラッグストアモリ嘉島店の東側に位置する農地で、位置図の申請地と書いてある部分になります。

では、本案件について申請書等に記載された内容が、当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず、申請農地は家族契約が結ばれておりましたが、今回の申請に伴い合意解約されましたので使用収益権については問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取および地元農業委員である〇〇委員との現地確認により、現在保有している農地はすべて効率的に利用されていることが確認されました。

権利取得後の当該農地についても、必要な農機具および労働力が確保され効率的に利用されると思われまます。

次に、譲受人の農作業に常時従事要件については、農作業に常時従事する旨の記載が申請書にあるため要件を満たすものと判断します。

次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積が下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が7,623㎡であるため問題ありません。

最後に地域との調和要件についてですが、譲受人は以前から御船町で耕作をしており、また申請書にも周辺の農業経営に影響がないように耕作をする旨の記載があるため問題ないと判断します。

以上で説明を終わります。

議 長 　ただ今事務局から詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

委 員 　ありません。(委員一同)

議 長 　何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委 員 　はい。(委員一同)

議 長 　ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。
続きまして、番号2につきまして〇〇委員関係の案件になりますので、〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員退室)

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 　次のページをお開きください。番号2。申請人。譲渡人。嘉島町北甘木〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇。譲受人。嘉島町北甘木〇〇〇〇

番地。〇〇〇〇。申請物件は大字北甘木字八反畑地番〇〇〇〇一〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積1,819㎡。申請理由。譲渡人の申し出によるものです。次のページをお開きください。

続きまして、整理番号2の検討事項について説明します。

まず、申請地は県道六嘉秋津新町線をはさんで東側、緑川生コンクリート工業株式会社の南側に位置する農地で位置図の申請地と書いてある部分になります。

では、本議案について申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、検討した結果を説明します。まず、申請農地は小作契約等が結ばれておりましたが、今回の申請に伴い合意解約されましたので、使用収益権について問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取および地元農業委員である〇委員との現地確認により、現在保有している農地はすべて効率的に利用されていることが確認されました。

権利取得後の当該農地についても、必要な農機具および労働力が確保され効率的に利用されると思われまます。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、農作業に常時従事している旨の記載が申請書にあるため要件を満たすものと判断します。

次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積が下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が177,397㎡であるため問題ありません。

最後に地域との調和要件についてですが、譲受人は以前から申請地と同じ地区で耕作をしており、また申請書にも周辺の農業経営に影響がないように耕作をする旨の記載があるため問題ないと判断します。

以上で説明を終わります。

議長 　ただ今事務局から詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。
〇〇委員の入室を許可します。
(〇〇委員入室)

〇〇委員承認されましたので報告いたします。

〇〇委員 どうもありがとうございました。

議 長 続きまして、番号3につきまして、〇〇委員の案件でございますので、〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員退室)

事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 次のページをお開きください。番号3。申請人。譲渡人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件。大字下六嘉字西光寺地番〇〇〇〇ー〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積138㎡外3筆の計560㎡。申請理由は譲渡人の申し出によるものです。

次のページをお開きください。

続きまして、整理番号3の検討事項について説明します。

まず、申請地は県道六嘉秋津新町線の西側。嘉島町湧水公園の北西側に位置する農地で位置図の申請地と書いてある部分になります。

では、本案件について申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、検討した結果を説明します。

まず、申請農地は小作契約等が結ばれておりませんので、使用収益権について問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取および地元農業委員である〇〇委員との現地確認により、現在保有している農地は耕作放棄地となっておりますが、権利取得後に耕作放棄地解消事業を活用して農地の整備を行う予定のため、必要な農機具及び労働力を確保され効率的に利用されると思われます。

次に、譲受人の農作業に常時従事要件については、農作業に常時従事している旨の記載が申請書にあるため要件を満たすものと判断します。

次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積が下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が170,489㎡であるため問題ありません。

最後に地域との調和要件についてですが、譲受人は以前から申請地と同じ地区で耕作をしており、また申請書にも周辺の農業経営に影響がないように耕作をする旨の記載があるため問題ないと判断します。

以上で説明を終わります。

議 長 　ただ今事務局から詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委 員 　はい。(委員一同)

議 長 　ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。
〇〇委員の入室を許可します。
　(〇〇委員入室)
〇〇委員承認されましたので報告いたします。

〇〇委員 　どうもお世話になりました。

○議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 　続きまして、議案第20号農地法第5条の規定による農地転用の許可申請が2件あっております。
番号1について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 　はい。議案第20号の冊子を1枚めくっていただきまして、番号1。申請人。譲渡人。御船町滝川〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。譲受人。熊本市東区長嶺南〇丁目〇〇番〇〇〇-〇〇〇〇号〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。申請物件につきましては、大字上島字壺町田地番〇〇番〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積261㎡。申請理由につきましては個人住宅でございます。施設の概要については木造平屋建て1棟でございます。農用地区域につきましては農用地区域でない旨の証明の添付がございます。隣接同意書、隣接農地はございませんでした。資金証明書は添付がございました。開発許可は申請中で見込みがございます。地元委員につきましては〇〇委員でございます。

1枚めくっていただきまして、真ん中に申請地と示させていただいております。国道445号の北側、左上の方に嘉島町文化センターがございます。その南東の方向でございます。1枚めくっていただきまして、字図を示させていただいております。〇〇-〇でございます。1枚めくっていただきまして、土地利用計画図を示させ

ていただいております。雨水については南西方向の道路側溝の方に流される。生活雑排水汚水については、合併浄化槽。ちょうど中心から南側のところに合併浄化槽の設置がございます。

番号1の説明については以上でございます。

議 長 次に、地元委員であります〇〇委員から報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。
申請地は、西村集落内の未整備農地ですが、嘉島中央土地改良区の甲種農地からつらなる位置にあるため、第1種農地と思われま
す。営農上の支障についてですが、甲種農地集団の端部に位置していま
すので、支障はないものと考えます。
個人住宅ということで、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請
は妥当なものと思われま
す。
委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明
を終わります。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事 務 局 はい。それでは、検討事項について説明させていただきます。
農地区分につきましては、西村集落内の未整備農地であり、嘉島
中央土地改良区の甲種農地に連たんしておりますので、第1種農地
と判断できます。
通常、第1種農地は転用することは出来ませんが、不許可の例外
規定にあります集落に接続して設置される個人住宅に当たりますの
で、許可要件を満たします。また、甲種農地集団の支障もないもの
と思われま
す。
総合的に判断した結果、計画面積は500㎡未満であり、他への
代替性もなく、申請は許可相当と判断します。
事務局からは以上でございます。

議 長 委員および事務局の説明は終わりましたが、何かご意見ご質問は
ございませんでしょうか。
それでは承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。
続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。番号2について説明させていただきます。申請人。譲渡人。
嘉島町大字上六嘉〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字上六嘉
〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇〇〇〇〇。申請物件。大字上六嘉字金
畑地番〇〇〇〇－〇〇。台帳地目、畑。現況地目、畑。面積103
㎡でございます。申請理由は公民館駐車場でございます。施設の概
要は碎石舗装でございます。農用地区域は農用地区域でない旨の証
明がございます。隣接同意書は不要です。資金証明書はあります。
開発許可は駐車場のため不要でございます。地元委員は〇〇委員で
ございます。1枚めくっていただきまして、申請地を示させていた
だいております。縦に見ていただきまして、南北に県道六嘉秋津新
町線が走っております。中心より南側に申請地がちょっと狭いですが
示させていただいております。この1画がもともと上六嘉公民館
があった場所になります。1枚めくっていただきまして、字図を示
させていただいております。中心部〇〇〇〇－〇〇というところが
今回転用の申請のあった所でございます。1枚めくっていただきま
して、物流計画図を示させていただいております。南側に車、公民
館利用者のための駐車スペースを確保したいというご希望のための
転用許可申請でございます。生活雑排水汚水についてはないですが、
雨水については水路がありますので自然浸透と一緒にあふれたもの
は水路に流される予定でございます。

番号2については説明は以上でございます。

議 長 次に地元委員であります〇〇委員から報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。
申請地は上六嘉区集落にある未整備農地であるため、農地区分とし
ては第2種農地になると思われま。

上六嘉区公民館の駐車場への転用ということで、藤田地区の開発に
ともなう人口増に対応するため、周辺の土地利用の状況からも転用
許可申請は妥当なものと思われま。

委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明
を終わります。

議長 続きます、事務局より検討事項について説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明させていただきます。
農地区分につきましては、上六嘉集落内の10ha未満の未整備農地でありますので、第2種農地と判断できます。
営農上の支障につきましては、周辺に農地はありませんので、支障はございません。
よって、周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断できます。
事務局からは以上でございます。

議長 番号2について委員および事務局の説明は終わりましたが、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。
それでは承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

○議案第21号 農用地利用集積計画の承認申請について

議長 続きます、議案第21号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が13件っております。
そのうち、〇〇委員、〇〇委員の案件がございますのでそちらから先に審議いたします。
〇〇委員の退室を求めます。
(〇〇委員退室)
事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。議案第21号について説明いたします。では、議案第21号の議案書8ページをご覧くださいと思います。
利用権の設定者、利用権を設定する土地、利用内容、期間、反当りの小作料の順に説明をいたします。〇〇〇〇。〇〇〇〇。北甘木古川〇〇〇〇番地。田の894㎡外2筆の合計1,662㎡。米・麦・大豆。5年間。80KG ということで物納でございます。以上

で〇〇委員の案件を終わります。

議長 　ただ今、詳しい説明がございましたが、〇〇委員の件で何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。
〇〇委員の入室を許可します。
　(〇〇委員入室)
〇〇委員、承認されましたので報告いたします。

〇〇委員 　ありがとうございました。

議長 　続きまして、〇〇委員の件について審議いたします。
それでは、〇〇委員の退室を求めます。
　(〇〇委員退室)
事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 　それでは、14ページを見ていただきたいと思います。利用権の設定者は〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。上島折敷町〇〇〇。田の1, 109㎡。米・麦・大豆。5年間。小作料は0。使用貸借となります。
　　以上で〇〇委員の案件を終わります。

議長 　ただ今、詳しい説明がございましたが、〇〇委員の件で何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。
〇〇委員の入室を許可します。
(〇〇委員入室)
〇〇委員、承認されましたので報告いたします。

〇〇委員 お世話になりました。

議長 それでは、残りの案件について事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 はい。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定の計画が13件の面積が30,216㎡。うち、再設定が7件の12,094㎡です。
それでは、議案書の一覧表2ページをご覧くださいと思います。区分・期間・借り手氏名・現経営面積・利用権の設定面積・合計面積・備考の順に説明をいたします。
まず、賃借権の設定が5年。〇〇〇〇〇〇〇で5件。3,511,584㎡。田。17,328㎡。3,528,912㎡。新規でございます。同じく賃借権の設定で5年。〇〇〇〇。177,397㎡。田の1,662㎡。177,397㎡。更新。賃借権の設定で〇〇〇〇。6年。5,205㎡。田の4,135㎡。5,205㎡。更新でございます。賃借権の設定10年。〇〇〇〇。154,709㎡。田の2,862㎡。154,709㎡。更新でございます。賃借権の設定10年。〇〇〇〇。51,493㎡。田の2,326㎡。51,493㎡。更新でございます。使用貸借権設定で5年。〇〇〇〇。85,624㎡。田の1,109㎡。85,624㎡。更新でございます。所有権移転。〇〇〇〇〇〇〇〇。162,979㎡。田の794㎡。162,979㎡です。
次、3ページをお開けください。個別に説明をいたします。利用権の設定者。利用権を設定する土地。地目。面積。利用権内容。期間。10アール当たりの賃借料の順に説明をいたします。〇〇〇〇

〇〇〇。〇〇〇〇。上仲間字迎古川〇〇〇〇番地。田の991㎡。米・麦・大豆。5年。1筆の小作料が10,000円でございます。

次、4ページを開けていただきたいと思います。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇。新規。上仲間字中手町〇〇〇ー〇。田の1,004㎡外3筆の合計7,722㎡。米・麦・大豆。5年。反当たり14,000円です。

次、5ページです。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。上仲間字迎古川〇〇〇〇番地。田の704㎡外2筆。合計の4,396㎡。米・麦・大豆。5年。反当たり15,000円です。

次、6ページです。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇。新規。上仲間迎古川〇〇〇〇番地。田の938㎡外2筆。合計面積1,783㎡。米・麦・大豆。5年。反当たり15,000円です。

次、7ページです。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。下仲間字前田〇〇〇〇番地の〇。田の1,881㎡外1筆の合計2,436㎡。米・麦・大豆。5年。これは2筆で合計の小作料が39,000円でございます。

〇〇委員 すみません。それは間違いです。賃借料が。

事務局長 すみません。上の段が30,000円で、下の555㎡が9,000円ですね。これは、朝から確認しました。

次、8ページは承認されましたので、9ページを見ていただきたいと思います。〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。鯉字瀬剥〇〇〇〇。田の289㎡。米・麦・大豆。6年。1筆当り10KGの物納でございます。

次、10ページです。再設定。〇〇〇〇。〇〇〇〇。上仲間字居屋敷〇〇番地。田の360㎡外3筆の合計1,467㎡。米・麦・大豆。6年。反当たり60KGの物納でございます。

次、11ページです。再設定。〇〇〇〇。〇〇〇〇。下六嘉字蔵免〇〇〇番地の〇。田。490㎡外1筆の合計2,379㎡。米・麦・大豆。6年です。2筆で米120KGです。物納でございます。

次、12ページです。再設定。〇〇〇〇。〇〇〇〇。上六嘉字堀口〇〇〇〇番地。田の2,862㎡。米・麦・大豆。10年。反当たり15,000円です。

次、13ページです。再設定。〇〇〇。〇〇〇〇。上島字蔵園〇〇〇ー〇。田の2,326㎡。米・麦・大豆。10年。反当たり2

0, 000円です。

〇〇委員 これは、反対じゃないの。〇〇さんのと。下に〇〇〇〇って書いてある。

事務局 訂正はされています。

事務局長 ですね。訂正をして、下の段を設定受ける者ですけど。間違っ
て書いてあったので、下の段を受ける者と書き直しております。(A)
(B) のところ。本来なら上の段が耕作者ですの。

次、14ページは先ほど承認を頂きましたのでとばしまして、最
後の15ページですね。所有権の移転でございます。〇〇〇〇〇〇
〇。〇〇〇〇。下六嘉字金屋町〇〇〇番地。田の794㎡で水田。
反当り1, 000, 000円です。対価は794, 000円です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法・第18条第
3項の要件であります、集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、
設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作
の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を
効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が
得られているなどの要件を満たしております。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問など
ございませんでしょうか。

何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。
本日提案されました案件は、すべて終了いたしました。

続きまして、その他となっております。委員の皆様から何かござい
ませんかでしょうか。

来月の農業委員会は10日月曜日です。

事務局 時間は9時半からでよろしいでしょうか。

議 長 9時半からでいいでしょう。

事務局 11月12日です。

議 長 11月12日の9時半です。
それでは、本日の農業委員会はこれもちまして閉会いたします。
お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成30年10月10日

会 長 下 田 司

委 員 吉 田 二 郎

委 員 本 田 博 士